

平成27年労第197号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成○年○月○日、A市所在のB会社に採用され、平成○年○月○日から同社C店（以下「事業場」という。）において営業職として自動車販売等の業務に従事していた。

被災者は、平成○年○月○日、自宅にて自殺しているのを発見された。死体検案書によると、「死亡したとき：平成○年○月○日午後○時頃（推定）、直接死因：窒息、死因の種類：自殺」であった。

請求人によれば、被災者は、過重労働の結果、精神障害を発症し、自殺に追い込まれたとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の発病について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成○年○月○日付け意見書において、要旨、請求人は平成○年○月中旬頃に I C D－1 0 診断ガイドラインの「F 3 2 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したと意見しており、当審査会としても、被災者の症状及び経過等からみて、専門部会の意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 請求人の本件疾病発病前おおむね6か月の間における業務による心理的負荷を認定基準に照らして検討すると、次のとおりである。

ア「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

イ「特別な出来事以外」について

(ア) 請求人らは、被災者は、①達成困難なノルマを課されたこと、②顧客や取引先から無理な注文を受けたこと、③恒常的な長時間労働に従事してい

たことが原因となって本件疾病を発病したと主張する。

- a 上記①の出来事は、認定基準別表 1 の具体的出来事「達成困難なノルマが課された」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当する。

この出来事に関し、請求人らは、被災者は不正や自爆といった本来やってはならない手法をとらなければ達成困難なノルマが課されたと述べている。

一方、同僚Dは、平成○年○月○日付け聴取書において、「被災者の目標も私と同じ7、8台ぐらいで、私より1、2台多かったと思います。被災者は、目標は常に達成されている状態で、店舗の目標が足りない時に何とか期間までに売ってきて目標を助けていたことが多かったです。」と述べ、同僚Eは、同年○月○日付け電話聴取書において、「新車販売台数で言えば、私は毎月5台ぐらい、被災者は7、8台ぐらいでした。」と述べている。

また、F店長は、平成○年○月○日付け聴取書において、「店舗の方から目標値に達していないということで、ケツを叩くとかということは全くしません。」、「本社から目標に対して、個々に無理強い等はしませんでした。」、「被災者は、わりと目標を達成されていた方です。被災者の目標は、年齢、経験的なものから割り出したものからみれば平均的なもので、普通に仕事をしていれば達成できるものでした。」と述べている。さらに、G副店長は、同年○月○日付け聴取書において、「営業目標について、達成出来ようと達成出来なくても彼らに責任はありません。」、「目標が達成出来ないことで、給料が減額されたりすることはないです。」と述べ、Hも、同年○月○日付け聴取書において、目標が達成出来なくても給与の減額など、会社からのペナルティはない旨述べている。

上記事業場関係者の申述から、事業場においては月間の販売台数が設定され、F店長が組織としての目標達成のために被災者を含めた営業担当者に対して個別目標を付与し一定の管理をしていたことは認められるものの、資格等級6級のスタッフリーダーである被災者に求められるレベルからすれば、他者に比して必ずしも本件目標が達成困難なものであったとは言えず、被災者は毎月概ね目標を達成しており、仮に目標を達成していなくても個人にペナルティが課されるものでないことから、こ

の出来事の心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。

- b 上記②の出来事は、認定基準別表 1 の具体的出来事「顧客や取引先から無理な注文を受けた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当する。

この出来事に関し、請求人らは、被災者が自己負担をして顧客に値引きをし、そのために発生した負債額が死亡直前には〇万円も超える高額な結果となっていたと述べている。

また、F 店長は、上記聴取書において、被災者が死亡した後に顧客から相当数の苦情があったり、未入金の問題があった旨申述しており、「登録済案件」と題する書面の記載内容を併せて勘案するに、被災者が顧客に対し、条件のよい値引きを提示した上で、ローン返済を一部肩代わりした等の事実があったものと推認される。

他方、同僚Dは、上記聴取書において、「『自爆』は私も何度かした事があります。何らかの部品をサービスする程度のもので何千円単位の世界です。営業スタッフはみんなそれぐらいの事はやっていると思います。」と述べ、同僚Hは、上記聴取書において、「被災者（の）不正販売の話は聞いていますが、(中略)私はそこまでして車を売ろうとは思わないです。被災者の売り方は経験上理解できないです。」と述べている。

これら同僚の申述から、事業場において、何らかの部品をサービスする程度の自己負担は、一般的に行われていたと解されるものの、被災者が行っていたと推認されるローン返済の一部肩代わり等については、一般的に行われていたものとは認められない。また、事業場の労働者として、上司らから具体的な指示はなくとも、当該販売手法を採用することに合理的な事情ややむを得ない事情があるものとも認められず、さらに、労働者の生活を脅かすほどの自己負担を要する販売手法を採ることについて、事業場が黙示の是認をしていたものとは常識的には考え難く、本件一件記録を精査しても、事業場が黙示の是認をしていたとする証拠も認められない。仮に顧客や取引先から当該販売手法を求められたとしても、当然のことながらこれに応じる必要はなく、脅迫的な手法で執拗に当該販売手法を求められたものとも認められない。

以上の観点から、被災者がローン返済を一部肩代わりした等の事実があったものと推認されるところ、当該販売手法は、被災者が恣意的に行

ったもので、これにより被災者に高額の負債が生じたとしても、当該出来事を業務による出来事として評価することはできないものと判断する。

- c 上記③についてみるに、請求人らは、被災者は店舗での業務が終了した後、車検納車などのため、店舗外で業務を行い、その後直帰しているから、直帰した日の退勤時間は、社員/日別実績における退勤時間、シフト上の就業終了時間、パソコンログの最も遅い時間から2時間引いた時間（パソコンの設定時刻が2時間ずれていたため）及びパル機のログの最も遅い時間のうち、最も遅い時間に1時間加えた時間とすべきである旨主張している。

この点、F店長は、平成〇年〇月〇日付け審理調書において、「（被災者の）直帰時の勤務終了時間についてですが、外での業務が終わった時点で、その日の所定労働時間が過ぎている時は直帰となることが多く、直帰する時は、私か私がない場合は副店長に本人から業務終了の報告と同時に終了時間を電話にて報告してきます。その業務内容と終了時間のデータを社員/日別実績に入力します。」「直帰時の退勤時間は、本人の自主申告による業務終了時間が正しい時間だと思います。」と述べ、G副店長は、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、「直帰の場合は自己申告は終了時間を店長が記録します。勤務管理は店長の業務です。」と述べ、同僚Dは、平成〇年〇月〇日付け聴取書（において、「帰りは店長か副店長に業務が終了したことを連絡し、時間を記録してもらいます。」と述べている。

以上の事業場関係者らの申述を踏まえると、被災者が直帰する場合は、事業場の外から業務終了時間をF店長又はG副店長に報告するものであり、この時間が退勤時間となり、この退勤時間をもって、既にその日の業務が終了していると考えられる。

また、請求人らは、平成〇年〇月〇日付け意見書において、被災者の休憩時間について、平日は50分で、土日は10分であった旨主張する。

この点について、F店長は、「昼休憩は、営業担当は50分まるまる休めていない人が多かったと思います。」と述べ、G副店長は、「昼休憩は、営業担当は店舗で業務する時は食事を取るだけで、それ以外は業務を行っていました。」と述べている。

他方、同僚Dは、「営業担当は、平日は、ほぼ毎日外出しています。私は、外出した際は、昼休憩は1時間取れています。12時から1時の間は、客も昼食を取っていると思うので、その時間は休むようにしています。」「営業担当は、土日はほとんど事務所で仕事をしています。事務所での昼休憩は、営業担当は仕事が多いので、なかなか休むことが出来ない状態です。私は30分くらい取っていました。(中略)被災者も昼食を食べて、タバコを吸いに行くという感じでした。1時間取れていたわけではないです。」「被災者は事務所内の喫煙場所によくタバコを吸っていました。1回に5分～10分くらいだったと思います。仕事しながらタバコを吸うのは禁止されていたので、それはなかったと思います。」と述べ、同僚Hは、「営業担当は、土日以外は、ほぼ毎日外出しています。昼休憩はその時によってまちまちですが、平均して1時間くらい取れていたと思います。土日は客の都合で50分とれる時もあれば、全くとれない時もあります。」と述べている。

上記事業場関係者らの申述から、営業担当である被災者は、平日は、ほぼ毎日外出し、外出先等において1時間程度休憩を取れていたと認められる。一方、土日については、事務所で勤務することが多く、事業場関係者らが申述するとおり、30分ほどで食事を取っていたほか、1回当たり5分から10分程度のタバコ休憩を1日数回取っていたと認められる。したがって、当審査会としては、健康診断結果の喫煙習慣「(1日)40本22年」を踏まえると、被災者が1時間の休憩を取得していたとする監督署長の判断は合理的であり妥当なものと判断する。

以上のとおり、被災者の労働時間の算定に係る請求人らの主張はいずれも根拠がないと判断せざるを得ないものであり、当審査会としては採用できない。

ウ 以上を総合すると、業務による心理的負荷の総合評価は「中」の出来事が1つであり、恒常的な長時間労働も認められないことから「強」には至らず、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められない。

- 3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。